

八千代市消費生活センター

令和 7 年度 5 月新規受付相談件数

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	106 件	89 件	195 件
問い合わせ	14 件	11 件	25 件
計	120 件	100 件	220 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

5 月の相談件数は 1 2 0 件で、6 5 歳以上の高齢者からの相談が 3 8 件、全体の 3 2 % で、そのうち 7 5 歳以上の後期高齢者の相談は 2 5 件でした。

販売形態別の内訳で主な項目としては、通信販売が 4 3 件、店舗販売が 2 7 件、電話勧誘販売が 7 件、訪問販売が 9 件、ネガティブオプションが 3 件、そして、マルチ商法・マルチまがい商法が 1 件となっています。

そのうち通信販売の相談では、4 3 件の相談の中で定期購入の相談トラブルが 1 2 件を占めています。SNS の広告で注文すると、注文の完了後と思われるタイミングで「さらにお得なクーポン」などを表示され、押下すると 4 回縛りなどの定期購入となり、初回で解約することができなくなることがあります。

必ず広告をよく見て回数縛りがあるか、キャンセルはできるか、総額はいくらか等の確認してから購入するようにしてください。

次に、店舗販売の相談では、契約期間中に脱毛エステ店が休業したことによる関連相談が 7 件ありました。

契約者は若年者が多く、支払はローンを組む場合が多いが、契約期間より長期間ローンを組んでいる場合は、たとえエステに通えなくなってもローンの支払いは続くことになることから、エステサロンに通う都度支払いが可能な店舗を選択するのもトラブル回避の一法であります。

また、電話勧誘販売の相談として固定電話への不審な電話が依然として多く、このような電話には常時留守番電話にするなどして、できるだけ出ないようにし

てください。

そのほか、被害額が高額になった相談として、投資セミナーの参加費を複数の消費者金融から借りるという相談トラブルがありました。投資や副業で儲ければ返せると思いがちですが、詐欺的な儲け話もあり、未経験者が簡単に儲けることは難しいことを知ってもらいたい。

他人の甘い言葉をうのみにせず、始める前に立ち止まって本当にやるべきか、再度、考えていただきたいと思います。